

○共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領について（依命通達）」（平成31年3月29日付国自審第2109号）

令和8年6月4日改正

国自審第585号

（傍線の部分は改正部分）

改正後		現行	
別添		別添	
共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領		共通構造部（協定規則第0号）型式認証実施要領	
第1～第4（略） 目次（略）		第1～第4（略） 目次（略）	
別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領		別添1 共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領	
第1～第13（略） 別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）（略） 別紙1～第1号様式（略） 別記様式（特定共通構造部（IWVTA）の範囲） （用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）		第1～第13（略） 別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）（略） 別紙1～第1号様式（略） 別記様式（特定共通構造部（IWVTA）の範囲） （用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）	
Regulation No. 協定規則番号／改訂版番号（名称）	Variant(s) / version(s) バリエーション／バージョン	Regulation No. 協定規則番号／改訂版番号（名称）	Variant(s) / version(s) バリエーション／バージョン
<u>10／06（電磁両立性に関する統一規定）</u>		<u>10／05（電磁両立性に関する統一規定）</u>	
11／04～14／09（略）		11／04～14／09（略）	
<u>16／09（座席ベルト）</u>		<u>16／08（座席ベルト）</u>	
<u>17／11（座席）</u>		<u>17／10（座席）</u>	

21/01~30/02 (略)	
<u>34/04 (衝突時の車両火災防止装置)</u>	
39/01~43/01 (略)	
<u>(削除)</u>	
48/08~121/01 (略)	
<u>125/03 (運転者の前方視界)</u>	
<u>127/04 (歩行者保護装置)</u>	
<u>* 129/04 (幼児用拘束装置)</u>	
134/00~137/02 (略)	
<u>* 138/02 (静かな道路運送車両の可聴性の低下)</u>	
139/00~163 (略)	

備考 1. ~5. (略)

**別添2 共通構造部 (IWVTA) 型式証明実施要領**

第1~第17 (略)

別表 (申請書の添付書面及びその記載要領等) (第8関係) (略)

別紙1~第五号様式 (略)

別記様式 (特定共通構造部 (IWVTA) の範囲)

(用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

Regulation No. 協定規則番号/改訂版番号 (名称)	Variant(s) / version(s) バリエーション/バージョン
<u>10/06 (電磁両立性に関する統一規定)</u>	
11/04~14/09 (略)	
<u>16/09 (座席ベルト)</u>	

21/01~30/02 (略)	
<u>34/03 (衝突時の車両火災防止装置)</u>	
39/01~43/01 (略)	
<u>* 44/04 (幼児用拘束装置)</u>	
48/08~121/01 (略)	
<u>125/02 (運転者の前方視界)</u>	
<u>127/03 (歩行者保護装置)</u>	
<u>(新設)</u>	
134/00~137/02 (略)	
<u>* 138/01 (静かな道路運送車両の可聴性の低下)</u>	
139/00~163 (略)	

備考 1. ~5. (略)

**別添2 共通構造部 (IWVTA) 型式証明実施要領**

第1~第17 (略)

別表 (申請書の添付書面及びその記載要領等) (第8関係) (略)

別紙1~第五号様式 (略)

別記様式 (特定共通構造部 (IWVTA) の範囲)

(用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

Regulation No. 協定規則番号/改訂版番号 (名称)	Variant(s) / version(s) バリエーション/バージョン
<u>10/05 (電磁両立性に関する統一規定)</u>	
11/04~14/09 (略)	
<u>16/08 (座席ベルト)</u>	

<u>17/11 (座席)</u>		<u>17/10 (座席)</u>	
21/01~30/02 (略)		21/01~30/02 (略)	
<u>34/04 (衝突時の車両火災防止装置)</u>		<u>34/03 (衝突時の車両火災防止装置)</u>	
39/01~43/01 (略)		39/01~43/01 (略)	
<u>(削除)</u>		<u>* 44/04 (幼児用拘束装置)</u>	
48/08~121/01 (略)		48/08~121/01 (略)	
<u>125/03 (運転者の前方視界)</u>		<u>125/02 (運転者の前方視界)</u>	
<u>127/04 (歩行者保護装置)</u>		<u>127/03 (歩行者保護装置)</u>	
<u>* 129/04 (幼児用拘束装置)</u>		<u>(新設)</u>	
134/00~137/02 (略)		134/00~137/02 (略)	
<u>* 138/02 (静かな道路運送車両の可聴性の低下)</u>		<u>* 138/01 (静かな道路運送車両の可聴性の低下)</u>	
139/00~163 (略)		139/00~163 (略)	
備考1. ~5. (略)		備考1. ~5. (略)	
附則1~附則6 (略)		附則1~附則6 (略)	
別紙 (略)		別紙 (略)	
<u>附 則 (令和8年6月4日付け国自審第585号)</u>		<u>(新設)</u>	
<u>(施行期日)</u>			
1. <u>本改正規定は、令和8年6月4日より施行する。</u>			